

---

---

# 拡大生産者責任 (EPR) への理解を深めるために

## 国立環境研究所共同研究報告書

### 『拡大生産者責任の概念についての国際認識調査』の紹介

ごみ・環境ビジョン 21 運営委員 小野寺 勲

本報告書 (2015 年 5 月刊行) は、国立環境研究所資源循環・廃棄物研究センターの田崎智宏博士ならびにスウェーデンのルンド大学国際産業環境経済研究所の東條なお子博士とトーマス・リンクヴィスト博士によって実施された国際アンケート調査の結果です。

リンクヴィスト博士は、拡大生産者責任 (EPR) の提唱者です。拡大生産者責任に対する理解を深める一助として、著者の許可を得て、その内容をコンパクトにまとめて以下に紹介します。(元の報告書は、インターネットにて報告書名で検索して閲覧可能。)

---

---

## アンケート調査の概要

### ● 調査目的

調査の目的について、報告書では次のように述べています。

「拡大生産者責任 (以下、EPR) とは、OECD のガイダンスマニュアル (2001 年) によれば、『製品に対する物理的および、または経済的な生産者の責任を、製品のライフサイクルの使用済み段階まで拡大する環境政策のアプローチ』とされており、過去 20 年ほどの廃棄物・リサイクル政策のうえで、世界的に非常に重要な概念として用いられてきた。

しかしながら、EPR の内容や生産者が負う責任などは、ステークホルダー (利害関係者) によって様々な形で理解されてきた。そこで、様々なステークホルダーが EPR の概念をどのように異なって認識しているかを明らかにすることを目的として、国際アンケート調査を実施した。本調査は、EPR の概念がどうあるべきかを結論づけることではなく、EPR の概念の理解を深め、関連する議論が円滑になることに貢献することを意図している。」

### ● 調査方法

日本人には日本語の調査票、その他の国々の調査対象者には英語の調査票を用いて、インターネットでのアンケート調査を実施。

### ● 調査対象者

日本語調査は、過去 10 年程度 EPR 制度に関係したステークホルダーで、面識がある方々や紹介された方々を、分野や所属組織のバランスを考慮して選定。

英語調査は、過去 10 年程度 EPR 制度に関係したステークホルダーを文献情報、web 情報、面識がある方々や紹介された方々からリスト化。

### ● 送信数

日本語調査 371、英語調査 732、合計 1,103。

### ● 有効回答数 (有効回答率)

日本語調査 178 (48%)、英語調査 248 (34%)、合計 426 (39%)。

### ● 調査時期

日本語調査 2013 年 4 月 10 日～5 月 20 日、英語調査 2013 年 6 月 10 日～7 月 31 日。

---

## 回答者の属性

### ● 所属組織等

回答者がステークホルダーとして所属する組織等は、回答のあった 373 人のうち、生産者 (PRO・団体含む) 31%、学者・研究者 20%、国の行政機関 11%、コンサルタント 10%、廃棄物関連事業者 7%、NPO・市民 7%、自治体 (州政府を含む) 7%、国際機関等 3%、その他 4%。

## ● 国・地域

回答者がEPRに関する仕事や活動を行っている国・地域は、全回答者426人のうち、日本30%、欧州28%、北米（米国とカナダ）11%、アジア（日本を除く）9%、その他22%。

## EPRの目的認識

EPRを適用する目的を16項目提示して、それぞれについて重要度を質問しています。「とても重要」「重要」という回答が60%以上占めた目的を以下にあげます。

環境に配慮した製品設計への改善(①②④⑥)、廃棄物のリサイクル・適正処理の確保(③⑤⑦⑩⑪)、責任分担・費用負担の見直し(⑧⑨)といった目的群が網羅されており、著者は「製品システム全体をバランスよく改善し、環境影響を低減させていくことがEPRにおいて重要であると多くのステークホルダーに認識されている」とコメントしています。

ステークホルダーによる違いを見ると、生産者は①④⑧⑨を重視する度合いが比較的低いのに対し、自治体は⑧を、また、NPO・市民は④⑥⑨を比較的重視しており、環境に配慮した製品設計への改善や責任分担・費用負担の見直しに関しては隔たりがあります。

国・地域による違いを見ると、日本では、①の目的を重視する度合いが比較的高い反面、②③⑧⑨⑩⑪を重視する度合いが比較的低い。

80%以上	①製品の解体性やリサイクル性を向上させること。 ②製品システムからの環境負荷を低減すること。 ③リサイクルやエネルギー回収を促進すること。
70%以上	④製品に使われる有害物質を減らすこと。 ⑤市場における公正・公平な競争環境を確保すること。 ⑥廃棄物の発生抑制を促進すること。 ⑦廃棄物の適正処理を促進すること。
60%以上	⑧外部費用を内部化すること。 ⑨廃棄物処理の責任を自治体から生産者へ移すこと。 ⑩廃製品や中古品の収集量を増やすこと。 ⑪廃棄物処理に関するイノベーションを促すこと。

## EPRの適用範囲

EPRの適用範囲についての次の2つの考え方に対する賛否を質問しています。

- ① 従来の廃棄物・リサイクルシステムではうまく扱えない製品についてのみ、拡大生産者責任を適用すべきである（以下、限定適用）。
- ② できるだけ多くの製品に拡大生産者責任を適用すべきである（以下、全適用）。

限定適用については、賛成（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が37%で、反対（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）が60%、一方、全適用については逆に賛成が64%で、反対が34%となっており、限定適用よりも全適用の方に賛成が多い。

ステークホルダーによる違いを見ると、生産者は全適用に賛成する度合いが比較的低いのに対し、自治体とNPO・市民は、全適用に賛成する度合いが比較的高い。

## EPRの論拠

生産者にEPRを課す論拠についての次の2つの考え方に対する賛否を質問しています。

- ① 生産者は廃棄物となる製品を生産して利益を得ている（廃棄物を生む原因を作っている）から、拡大生産者責任を課すべきである（以下、受益論）。

② 生産者は製品システム全体（廃棄物の処理・リサイクルを含む）における有能な主体だから、拡大生産者責任を課すべきである（以下、有能論）。  
受益論については、賛成（「そう思う」＋「どちらかといえばそう思う」）が57%、反対（「そう思わない」＋「どちらかといえばそう思わない」）が42%と意見が分かれており、一方、有能論については、賛成が76%と圧倒的に多く、反対は20%。

ステークホルダーによる違いを見ると、生産者は、受益論、有能論のいずれにも賛成する度合いが比較的低い。